

青森県報

第二百九十八号

令和三年
四月十九日
(月曜日)

目次

告 示

- 証紙売りさばきの廃止……………(会計管理課) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款……………(財務指導課) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(西北地域局) ……二
- 右 同……………(西北地域局) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域局) ……三
- 右 同……………(西北地域局) ……三
- 出先機関……………(中南地域局) ……四
- 土地改良区の役員の就任……………(三八地域局) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域局) ……四
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域局) ……四
- 右 同……………(同) ……四

選挙管理委員会

告 示

○ 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) ……五

青森県告示第三百十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和三年四月八日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和三年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市原別二丁目一の八

合資会社青森中央自動車学校

二 売りさばき場所

青森市原別二丁目一の八

青森県告示第三百十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和三年四月九日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和三年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

- 上北郡東北町字家ノ下タ三九の三
有限会社上北自動車学校
- 二 売りさばき場所
上北郡東北町字家ノ下タ三九の三

青森県告示第百二十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和三年四月九日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和三年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
十和田市東二十二番町二八の一
合資会社十和田自動車学校
- 二 売りさばき場所
十和田市東二十二番町二八の一

青森県告示第百二十一号

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第六十六条の規定により、青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和三年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県建設工事請負標準契約約款（平成31年3月青森県告示第221号）の一部を次のように改正する。

特記事項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この契約約款は、令和3年4月19日から施行する。

青森県告示第百二十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
北津軽郡中泊町大字小泊字小泊五〇三 敦賀 勝正	小泊
北津軽郡中泊町大字小泊字大山長根二一五の一 久保田 一	
北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二三の一五 鈴木 直也	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前二三五 工藤 益雄	下前
北津軽郡中泊町大字小泊字下前一二九 磯野 忠則	
北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の一 柏崎 智好	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川五〇 鈴木 武利	風合瀬
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九二の三 山本 晃義	
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九〇の三 山本 隆幸	

青森県告示第三百二十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字野牛字古野牛川一五 三國 優	野牛
下北郡東通村大字野牛字入口三 伊柳 晴美	
下北郡東通村大字野牛字稲崎平三〇の二六 圓子 豊	
上北郡横浜町字館ノ後五七の六 杉山 亘	横浜
上北郡横浜町字百目木二〇一の三 佐藤 大道	
上北郡横浜町字中畑一の二 秋田 聖	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 エイト技術株式会社

二 代表者の氏名 佐藤富一

三 主たる営業所の所在地 八戸市城下二丁目九の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一六一九四号

五 取消年月日 令和三年四月一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

令和三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年四月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社大久保設備工業

二 代表者の氏名 今直子

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字福泉二八七

四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第一二七三七号

五 取消年月日 令和三年四月二日

六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び

水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

和田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年四月十九日

上北地域県民局長 石 橋 豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	平館 龍太郎	十和田市大字相坂字高見一二五	令和 三・四・一就任
〃	竹ヶ原 直大	〃 東六番町九の三四	〃
〃	高館 孝	上北郡六戸町大字犬落瀬字高館八二の三	〃
〃	平館 元秀	十和田市大字相坂字高見九八の一	〃
〃	栗山 敬一	〃 〃 字小林一一一の一	〃
〃	佐藤 建一	〃 〃 大字切田字半在池三の一	〃
〃	竹ヶ原 善昭	〃 〃 大字相坂字相坂一〇七の二	〃
〃	河津 吉大	〃 〃 大字赤沼字上川原二七の三	〃
〃	杉山 久	〃 〃 字向川原八四の五	〃
〃	氣田 一彦	〃 〃 大字切田字下切田四三	〃
〃	高木 正義	〃 〃 字平林一五六の三二	〃
〃	久田 恒志	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山五五の二	〃
監事	國分 弘志	十和田市大字藤島字藤島五	〃
〃	岡田 良平	上北郡六戸町大字折茂字畑刈下七二	〃
〃	佐々木 徳先	十和田市東十一番町一の一	〃
理事	平館 元秀	十和田市大字相坂字高見九八の一	三・三・三退任
〃	畑山 昭雄	〃 〃 大字切田字横道一五	〃
〃	久田 伸一	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山四の七	〃
〃	國分 勝雄	十和田市大字藤島字藤島二三	〃
〃	平館 龍太郎	〃 〃 大字相坂字高見一二五	〃
〃	高館 孝	上北郡六戸町大字犬落瀬字高館八二の三	〃
〃	栗山 敬一	十和田市大字相坂字小林一一一の一	〃

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十八号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年四月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

二の表中

天寿園ショートステイ	〃 七戸町字舟場向川久保三〇八
天寿園ショートステイ	〃 七戸町字舟場向川久保三〇八
天寿園みちのかみ	〃 七戸町字道ノ上五二の四

に改める。

を

佐藤 建一	〃 大字切田字半在池三の一	〃
竹ヶ原 善昭	〃 〃 大字相坂字相坂一〇七の二	〃
竹ヶ原 直大	〃 〃 東六番町九の三四	〃
岡田 良平	上北郡六戸町大字折茂字畑刈下七二	〃
國分 弘志	十和田市大字藤島字藤島五	〃
山崎 市松	上北郡おいらせ町瓢一二の一	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円